第２１回統一地方選挙　映像・印刷ソフト、ポスター制作等業務委託
仕様書

１　委託業務の目的

令和９年４月に執行が予定されている「統一地方選挙」（川崎市議会議員選挙、神奈川県議会議員選挙、神奈川県知事選挙）は地域住民の福祉の向上と地域社会の発展を担う地域住民の代表者を選ぶ、市民の生活に密着した身近な選挙であり、この重要な選挙が明るくきれいに行われるためには、すべての有権者が選挙のルールを守り、積極的に投票に参加することが必要です。

このことから、川崎市選挙管理委員会では、ＣＭ動画、ポスター・チラシ等の印刷物、各種啓発物品等を制作し、本市が有する広報媒体等を活用し啓発を実施するほか、様々な広告媒体にも展開させることで、選挙の執行やその期日、また、寄附禁止などのきれいな選挙に向けた啓発について広く発信・周知し、より多くの有権者に投票参加の呼びかけを行います。

この業務は、その一環として次に掲げる「３　委託内容」の「（２）～（４）の業務内容」について委託をするものです。

２　啓発事業の基本理念

・重点ターゲットは若年層世代（１０代から２０代）及び子育て世代をはじめとするファミリー層

・選挙名・投票日・各種投票制度・投票方法等の幅広い年齢層への周知

・マスメディア（新聞、テレビ等）のみならず、ＳＮＳ等にも波及する啓発であること。

委託する啓発事業は、この基本理念に重点を置き、若年層やファミリー層が政治や選挙への関心及び投票意欲を高めることを目的とするものであり、この目的を達成しうるプランを提案すること。

３　委託内容

（１）共通事項

① 映像ソフト（ＣＭ動画）と啓発物品以外の印刷物等のデザインは、統一したイメージを保つように**、キャッチコピー、デザイン、字体、色づかい等は共通したものを使用する**こととします。ただし、映像ソフト（ＣＭ動画）と啓発物品についても統一したイメージを損なわないように努めてください。

② **統一したイメージのテーマとしては、選挙に初めて参加する１８歳、１９歳の有権者や子ども連れで投票所に来る子育てをはじめとするファミリー世代などへの訴求効果があるものとしながら、その一方でその他の年代からの共感も得られるもの**としてください。

③ **作成するイメージ及び実施する広報全般において、男女共同参画の視点に配慮し、本市作成の『公的広報の作成に関する表現の手引』を参考に、特別な才能や実績等に着目した起用などの特別な事情がある場合を除き、特定の性別に偏ることを避けるほか、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現をするように十分に注意**してください。特に同手引きの７ページにあるように本業務の基本理念・目的に沿うものとしてください。また、カラーユニバーサルデザインにも配慮してください。

④ 選挙期日（令和９年４月１１日（日）、投票時間（朝７時～夜８時）、選挙名（「川崎市議会議員選挙」、「神奈川県議会議員選挙」、「神奈川県知事選挙」と、この３つの選挙の総称である「統一地方選挙」）、本市選挙マスコット「イックン」は必ず掲載することとしますが、選挙マスコットについては、全体のイメージを損なわない範囲の挿入をお願いします。

※ 選挙期日については、令和９年４月１１日（日）を想定日としています。変更となった場合は別途協議・調整をします。

※ イックンについては、本市が提供するイラストパターンの印刷以外については、著作権者との権利に関する調整・費用等が必要になり、本契約の受注者が対応・負担するものになります。

⑤ 「一般市民のイメージ、または文字、イラスト、アニメ等による提案」も「著名人を起用する提案」も同様に審査します。

⑥ 起用する素材（イラストや著名人、キャラクター等含む）については、立候補が予定されている方の氏名や特定の政党等の名称又はそれらを類推、想像できる素材等は避けるとともに、当該起用者の政治的背景（例えば、過去に特定政党や特定候補者の政治活動又は選挙運動において使用されたことがある等）を配慮し、選挙の公平、公正、中立が確保されるよう十分注意してください。なお、キャッチフレーズについても、同様に十分注意してください。

⑦ 著名人等のキャラクターを起用する場合は、現在川崎市内に在住しているか、または過去に在住したことがあるなど、**川崎市に縁（ゆかり）があり、そのことについて公表してもよいキャラクター等を起用**してください。

川崎市内に立地する企業や現職の施策をイメージさせる著名人等のキャラクター等の起用は避けてください。疑義がある場合は、必ず選挙管理委員会担当者まで確認してください。

⑧ 著名人を起用した場合、記者発表の際に投票を呼びかけるメッセージの提供や街頭啓発、また本市において選挙権を有する場合は、期日前投票をする際に報道の写真撮影等のパブリシティにできる限り御協力いただきます。

⑨ 採用された企画の著作権は、川崎市に帰属するものとします。また、採用された企画は、趣旨を損なわない範囲で一部修正を依頼することがあります。

⑩　採用された企画に基づき、報道発表資料の作成に御協力いただきます。

⑪　ポスター等のキャラクター、デザイン等の版下データは、市政広報紙等及びインターネットホームページ等に転用できるものとします。なお、不正なダウンロードを防ぐための措置は、別途本市が契約するインターネットホームページ制作会社において行うこととします。

⑫　ポスター等のキャラクター、デザイン等の版下データは、選挙執行後（履行期間以降）の報告のため本市ホームページ等へ掲載を行うことを考慮すること。

⑬　（３）のデザイン等の版下データ（以下、「版下データ）という。）を利用して、受注者以外の委託業者等が作成する横断幕等の広報物については、版下データを利用して作成する限りは、肖像権の権利者等への完成物の確認は不要としてください。（版下データを利用した場合でも、肖像権の権利者等への確認・調整が必要な場合には、本契約の受注者が、作成を担当する委託業者等との調整を含め対応すること。）

（２）業務内容（物品の制作等）・納品期限：令和９年２月１９日頃までを予定

ア　ＣＭ動画（アゼリアビジョン等で使用）の制作

① 有権者の１票の大切さ、投票参加を呼びかけるＣＭ動画を字幕等の文字情報及び川崎市ブランドメッセージ（素材は本市提供）入りで制作するものとします。

② ＣＭ動画の所要時間は１５秒ものとし、マスターテープ制作後、ＤＶＤにて完全パッケージを１本納品するものとします。また、一般のブルーレイ及びＤＶＤプレイヤーでループ再生できる形式のものをＤＶＤにて１０枚、高解像度及び低解像度の動画をＰＣ再生及びデータ移動させることのできる３種類のデータ形式（ＭＰ４、WMV、ＭＰＥＧ２）にしたものを１つのＤＶＤにまとめ１０枚納品するものとします。

③ ＣＭ動画と同じ内容のものを統一地方選挙等用インターネットホームページに公開するため容量を軽くし、WMV形式でＤＶＤにて納品するものとします。なお、不正なダウンロードを防ぐための措置は、別途本市が契約するインターネットホームページ制作会社の責任において行うこととします。

※ＣＭ動画については、統一地方選挙用インターネットホームページ以外にも本市ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルでの公開を予定

イ　川崎駅北口通路 LED ビジョン用データ（横型）及び縦型デジタルサイネージ用データ（庁舎内縦型デジタルサイネージ等で使用）

① 有権者の１票の大切さ、投票参加を呼びかけるデジタルサイネージ用のデータ（動画及び静止画）を制作するものとします。

② 動画及び静止画の仕様は次のとおりです。

・川崎駅北口通路 LED ビジョン用データ

	動画
サイズ	高精細 LED ディスプレイ(1.26mm ピクセルピッチ) 北面 H1,710mm × W12,160mm 南面 H1,710mm × W24,320mm
時間	15 秒
音声	南面のみ有 音声仕様：MPEG-4AAC(LC)128kbps ※音量は平均ラウドネス値-24.0LKFS で入稿 民放連の運用基準と同様 運用上の許容範囲として±１ｄＢ
形式	MP4 (H.265)、MOV、 GIF、PowerPoint など
備考	・川崎市ブランドメッセージ（素材は本市提供）を入れること。 ・通行者や近隣店舗への影響を考え、派手な色彩や点滅、輝度差の大きい、動きの速い動画・文字の多い動画等は掲出できません。 ・音声については、本業務では流さないものとします。

・縦型デジタルサイネージ用データ

	動画	静止画

サイズ	1080（横）x 1920 ピクセル(縦)（9:16 サイズ）	
時間	15 秒	-
形式	MP4（H.265)、MOV、 GIF、 PowerPoint など	jpeg
備考	川崎市ブランドメッセージ（素材は本市提供）を入れること。	

※ 横型の動画を使用する場合などは、『公共動画テンプレート』(PowerPoint データ）を活用するなどして作成すること。

※ 掲出先の状況によりサイズ等について、協議の上、調整を行う可能性があります。

ウ　ラゾーナ川崎プラザ「ルーファ広場 ラゾーナビジョン」用データの制作

① 「３（２）ア」で制作したＣＭ動画をベースに、幸区の期日前投票所の案内を掲載した動画を制作するものとします。

② ＣＭ動画の所要時間は３０秒以内のものとし、マスターテープ制作後、ＤＶＤにて完全パッケージを１本納品するものとします。また、一般のブルーレイ及びＤＶＤプレイヤーでループ再生できる形式のものをＤＶＤにて５枚、高解像度及び低解像度の動画をＰＣ再生及びデータ移動させることのできる３種類のデータ形式（ＭＰ４、ＷＭＶ、ＭＰＥＧ２）にしたものを１つのＤＶＤにまとめ５枚納品するものとします。

エ　ポスターの制作（配送を含む）

① 有権者の１票の大切さ、投票参加を呼びかけるポスターを制作し、配送するものとします。

② ポスターの規格等は、次のとおりとします。

サイズ　Ｂ１判（縦）（１０３０ｍｍ×７２８ｍｍ）　１，０００枚

　　Ｂ３判（横）（　３６４ｍｍ×５１５ｍｍ）　３，０００枚

色　数　４色（フルカラー）

紙　質　コート紙１３５ｋｇ

③ 納品場所（川崎市内１０箇所程度）については、別途指示します。

なお、このポスターのうちＢ１判のものは、（４）のとおり川崎市内の鉄道各駅に掲出するため、受注者において１５０枚（貼替え用の予備を含む）を保管するものとします。

④ 「（１）⑪」に示すように、市政広報紙等へポスターの図を掲載するので、Ｂ１判（縦)、Ｂ３判（横）ともにＪＰＥＧ形式のデータを納品するものとします。なお、データの納品期限は、（３）に準じ、令和９年１月２５日頃までとします。

また、報道各社の求めに応じて、その画像を提供することがあります。

⑤ ポスターには、「（１）共通事項」の「④」に示すもの以外に次の項目を元に文章を掲載するものとします。

期日前投票・不在者投票

期日前投票・不在者投票の【期間】、【時間】、【場所】に関する内容

※当日投票が出来ない場合の期日前投票及び不在者投票への呼びかけのフレーズ

※政治家の寄附禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の者・団体等に対してお金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることは禁止されています。

＊この文言は、契約後本市より指示をします。

オ　その他

ア及びイについては、（ ）内の例示以外の民間施設のモニター及びサイネージ等の広告媒体でも放映します。

（３）業務内容（デザインデータの制作）・納品期限：令和９年１月２９日頃までを予定

庁舎等に掲出する懸垂幕等のデザインをし、版下データを制作し、ＣＤにて３枚納品するものとします。

【掲出物一覧】

掲出物	基本サイズ（縦×横）	材質等（想定）
懸垂幕（各区役所）	8,000 ㎜×　900 ㎜	トロマット
懸垂幕（橘出張所）	6,000 ㎜×　700 ㎜	トロマット
立看板（各出張所）	1,500 ㎜×　600 ㎜	木製パネル
柱巻き（南庁舎）	2,000 ㎜× 1,000 ㎜	
横断幕（市内各学校）	800 ㎜× 3,200 ㎜	ターポリン
横断幕（ＪＲ線登戸駅）	850 ㎜× 8,000 ㎜	ターポリン
横断幕（※１） （小田急線新百合ヶ丘駅）	800 ㎜× 3,200 ㎜	ターポリン
のぼり旗 （公共施設、市内各小学校）	1,500 ㎜×　450 ㎜	トロマット テトロンポンジ
ステップ広告 （川崎地下街Ｓ４階段）	150 ㎜× 4,800 ㎜	最下段から１９段（※２）
ピラー広告（※３） （ＪＲ川崎駅東西自由通路）	2,200 ㎜× 1,000 ㎜以内	
覆い看板 （ＪＲ川崎駅東西自由通路）	1,500 ㎜×　910 ㎜	ターポリン（４面）
スーパーシート広告 （小田急線新百合ヶ丘駅）	950 ㎜× 7,300 ㎜	
バナーフラッグ （ＪＲ登戸駅）	Ｂ１判サイズ（縦）	
バス正面幕	445 ㎜×　890 ㎜	テトロンポンジ
市制作ウェットティッシュ （ふた部分のデザイン）	87.3㎜×　42㎜	フラップ４色カラー印刷
折込チラシ等広報紙	適　宜	
Web 広報（HP・SNS バナー等）	適　宜（※４）	

掲出先（掲出種類）や各掲出物のサイズが変更となる場合がありますので、デザインデータ制作前に確認をお願いします。また、上表に記載のほか、必要に応じて追加で指定したデザインデータを制作していただく場合があります。

※１　小田急線新百合ヶ丘駅の横断幕については、他のデザインよりも色の数、面積を減少したものとします（契約後指定します）。

※２　川崎地下街Ｓ４階段のステップ広告は１９段全体で一つのデザインとします。

※３　ピラー広告については、別途、指示する注意書きの文言等をデザインすること。

※４　Web 広報（HP・SNS バナー等）については、用途に応じてサイズ・デザイン等を４～７種類程度、作成していただきます。

（４）業務内容（その他）

ア　駅貼りポスター掲出業務

① 令和９年３月２６日（金）から令和９年４月１１日（日）までの間、次の各駅よりポスターの掲出許可を得て、掲出し、期間中の管理（汚破損や掲示板から剥れた場合に駅から連絡を受けるように手配し、新しいものに貼替える作業)、撤去を行う業務（撤去は極力速やかに行うこと)。

② 掲出するポスターは、「（２）のウ」で制作したＢ１ポスターとします。

③ 掲出場所

JR 線	
川崎◎	4 枚
尻手	2 枚
矢向◎	2 枚
鹿島田◎	2 枚
平間	0 枚
向河原	2 枚
武蔵小杉◎	4 枚
武蔵中原◎	2 枚
武蔵新城◎	2 枚
武蔵溝ノ口◎	2 枚
津田山	2 枚
久地	0 枚
宿河原	2 枚
登戸◎	2 枚
中野島	2 枚
稲田堤◎	2 枚
新川崎◎	2 枚
計	34 枚

武蔵小杉駅については、横須賀線と南武線で４枚とする。

東急線	
新丸子	2 枚
武蔵小杉◎	2 枚
元住吉◎	2 枚
二子新地	2 枚
高津	2 枚
溝の口◎	2 枚
梶が谷	2 枚
宮崎台	2 枚
宮前平◎	2 枚
鷺沼◎	2 枚
計	20 枚

小田急線	
登戸◎	2 枚
向ヶ丘遊園◎	2 枚
生田◎	2 枚
読売ランド前◎	2 枚
百合ヶ丘	2 枚
新百合ヶ丘◎	2 枚
柿生	2 枚
五月台	2 枚
栗平◎	2 枚
黒川	2 枚
はるひ野	2 枚
計	22 枚

京浜急行線	
京急川崎◎	2 枚
八丁畷	2 枚
港町	2 枚
鈴木町	2 枚
川崎大師◎	2 枚
東門前	2 枚
大師橋	2 枚
小島新田◎	2 枚
計	16 枚

京王線	
京王稲田堤◎	2 枚
若葉台◎	2 枚
計	4 枚

全路線合計		
JR 線	15 駅	34 枚
東急線	10 駅	20 枚
小田急線	11 駅	22 枚
京王線	2 駅	4 枚
京浜急行線	8 駅	16 枚
合計	46 駅	96 枚

④ 鉄道会社、駅によって、＊＊日（＊）以降からの掲出とされている場合は、期間内で極力早期に掲出することとします

⑤ 指定された駅で必要な掲示枚数分の掲示枠を確保できなかった場合（他のポスターの先約がある場合等）は、鉄道各社が定める駅の等級にしたがって、別の同等駅に掲出しても結構です。なお、ＪＲ南武線の一部駅等、当初から駅貼り広告を募集していない駅については、別の駅に振り替える必要はありません。

⑥ 公共割引等の制度がある場合については、できる限りその制度を利用してください。

⑦ 業務完了後、速やかに鉄道各社が発行する「掲出証明書」を提出するものとします。

⑧ 「６　その他①」に掲げている実施報告書に掲載する駅については、「③掲出場所」に「◎」がついている駅名は必須とし、その他の駅については任意とします。

イ　ＪＲ川崎駅東西自由通路天井吊下大型バナー広告の制作・掲出

① 令和９年３月２６日（金）から令和９年４月１１日（日）までの間、川崎駅東西自由通路に大型バナー広告を掲出し、期間中の管理を行う業務。掲出作業は、３月２５日（木）の深夜に行うものとします。なお、大型バナーの取付けに際しては、十分な強度の得られるものとし、その方法について書面をもって提出するものとします。撤去作業については、令和９年４月１１日（日）の午後８時以降、翌日の始発電車が走り出すまでに行うものとします。

② 大型バナーのサイズは、縦２，３００ｍｍ×横３，０００ｍｍの両面刷りとし、少なくとも２種類以上の異なったデザインのものを掲出するものとします。また、大型バナーの設置する際の総重量は、バナー本体及び掲出するためのパイプ・設置部材等を含め２０ｋｇ以下とします。（詳細については、契約後に調整します。）

③ 掲出枚数は、６枚（１２面）とします。

④ 設置完了後、速やかに、大型バナー広告が掲出されている状態の全景写真、設置作業中の写真等の提出並びに撤去完了後については撤去作業中の写真等を提出するものとします。

ウ　川崎駅北口東西通路東側階段ステップ広告の制作・掲出・撤去

① 令和９年４月１日（木）から令和９年４月１１日（日）までの間、川崎駅北口東西通路東側階段にステップ広告及び階段脇の壁に本業務で制作したポスターを掲出し、期間中の管理を行う業務。掲出作業は３月３１日（水）の終電終了後から行うものとします。なお、ステップ広告の掲出に際しては、剥離しづらいものとし、その方法についても書面をもって提出するものとします。撤去作業については、令和９年４月１１日（日）の午後８時以降、翌日の始発電車が走り出すまでに行うものとします。

② ステップ広告のサイズは高さ２，１００ｍｍ×幅４，２００ｍｍ（階段蹴上 15 段分）とします。

③ ポスターの掲出箇所については契約後に別途指示します。

④ 設置完了後、速やかに、ステップ広告が掲出されている状態の全景写真、設置作業中の写真等の提出並びに撤去完了後については撤去作業中の写真等を提出するものとします。

エ　交通広告における１５秒ＣＭ等の放映

「（２）業務内容（物品の制作等）」のアのＣＭ動画フィルムを使用して、次の①から②の交通広告を行うものとします。

① 令和９年３月２９日（月）から令和９年４月１１日（日）までの間、【traintv Ads】ドア上ビジョン南武線において放映（15 秒放映）する業務

② 令和９年４月５日（月）から令和９年４月１１日（日）までの間、京急川崎駅の改札外に設置してあるデジタルサイネージ（８台）においてフルジャック放映（３分放映）する業務

③ ①～②の設置完了後、速やかに、それぞれの広告が掲出されている状態の全景写真等を提出するものとします。

オ　タブロイド版のチラシの制作及び新聞折込

① 表面（１／２又は全面）はポスターと同じデザインを使用してカラー刷りとし、裏面は別途市選挙管理委員会から支給するデータに基づいて単色刷りとするタブロイド版のチラシを制作するものとします。なお、紙質は、コート６５．５ｋｇ又はこれに準じるものとします。

② 制作したチラシは、別途指示する月日に川崎市内に配達される、日刊５大紙、東京新聞、神奈川新聞の計７紙に折込を行うものとします。

③ 印刷部数は新聞折込に必要な部数に下記を追加した部数とします。

【新聞折込以外の部数】

川崎市選挙管理委員会　　（１，０００部）

各区選挙管理委員会　　（１区４００部×７区）

カ　選挙公報広告原稿作成

① 提出は、ai データ及び PDF（PDF/X1a 形式・スミ１ｃ）データ及びゲラ３枚とする。なお、印刷及び印刷における微修正等は、別途、本市が委託する業者が行うが、印刷に当たり微修正では対応できない修正となった場合には、受注者において行うこと。

② 規格「406 ㎜×272 ㎜」及び「203 ㎜×272 ㎜」、「203 ㎜×136 ㎜」の３種類を予定（正式には後日連絡します。）。

③ 原稿のカラーモードは、ＣＭＹＫモードでＫ（スミ）とし、画像解像度はグレースケール 350dpi、モノクロ２階調 1200dpi とする。また、裏写りを避けるため、啓発文の文字は、若干薄くする。ただし、啓発文のうち投票日及び投票時間を示す数字については、有権者への注意喚起の観点から、啓発文の他の文字よりポイント数を大きくし、かつ若干濃くする。

④ 「406 ㎜×272 ㎜」の原稿においては、２つに折ったときに折り目が文字にかからないようにする。

⑤ デザインは他のデータと統一感があるものとする。なお、啓発文の内容は、別途指示する。

⑥ 作成したデータは、ＣＤにて３枚を納品すること。

⑦ 納品日については、２月中旬以降を予定するが、正式には別途、調整の上、連絡する。

キ　投票所来場証明書（投票済証明書）のオリジナルデザイン及び作成

① サイズは「55 ㎜×91㎜（名刺サイズ）」とし、紙厚は「0.18 ㎜以上」とし、印刷は、フルカラー両面印刷を基本とする。

② デザインについては、次のことを考慮し受注者が行うものとする

・ 「集めたくなる」「手に取りたくなる」ようなおしゃれなデザイン

・ ＳＮＳ等に投稿したくなるデザイン

・ 「川崎をもっと好きになる」「市の魅力をアピールできる」デザイン

※ 上記に加え、既存の専用台紙もしくはケで示すオリジナルの「選挙コレクション」に貼ることも想定したデザインとすること。

③ 投票済証明書には、次のものを原則として表示すること。

・選挙執行日　・選挙名　・「投票済証明書（投票所来場証明書）」

・「川崎市・区選挙管理委員会」　・イックン及び名前等　・２次元コード及び説明文

④ 作成部数は３００，０００部とし、１００部単位で結束の上、指定された部数を市及び区選挙管理委員会に直接納品すること。

⑤ デザインやその他の事由により、①及び③について変更を希望する場合には、事前に必ず発注者の許可を得ること。

⑥ 納品日は、３（２）に準じ、２月１９日頃を予定とするが、正式には別途、調整の上、連絡する。

ク　子ども用投票所来場証明書・広告用ポップ

子ども連れ投票やＳＮＳへの投票に関する選挙人の投稿の喚起を目的としたオリジナルデザインの子ども用投票所来場証明書を８５，０００部、広告用ポップを１８０枚作成する。

①サイズ、仕様及びデザインについては受注者の提案とする。

②納期限はキの投票済証明書の納品日までを基本するが、正式には別途、調整の上、決定する。

ケ　「選挙コレクション」のオリジナルデザイン

①キで作成する投票所来場証明書（投票済証明書）を貼るためのオリジナル台紙のデザインを作成する。なお、クで作成する子ども用投票所来場証明書も貼れる仕様にするかは任意とする。

②デザインについては、次のことを考慮し受注者が行うものとする

・「集めたくなる」「手に取りたくなる」ようなおしゃれなデザイン

・ＳＮＳ等に投稿したくなるデザイン

・「川崎をもっと好きになる」「市の魅力をアピールできる」デザイン

③令和９年統一地方選挙以降も使用が可能なデザインとすること。

④オリジナル台紙については、ホームページ上での公開・頒布を想定しており、作成したデータを２月１９日頃までにＰＤＦファイルで納品すること。

コ　ＷＥＢ静止画及び動画広告

令和９年３月１２日（日）から令和９年４月１１日（日）までの間、若年層をターゲットとした次のＷＥＢ静止画及び動画広告を行う。なお、掲載媒体、広告の種類（動画・静止画）及び想定表示回数（目標回数）は提案者による提案とする。

実施後には、速やかに実施した再生回数や広告活動等についての報告書等を提出すること。

サ　提案者からの提案事業

①　提案者による提案として２～３程度の事業を提案すること。

②　重点ターゲットの学生を含む若年層（１０代～２０代前半）及びファミリー層・子育て世代（２０代後半～３０代）の有権者を主とした多くの有権者の投票参加につながる広報媒体等を活用した啓発事業を契約上限額の範囲内で企画し、実施すること。なお、本事業の広報範囲は川崎市内を原則とする。

③　提案にあたっては、「若者の間で話題になるような工夫」や「親子が連れ立って投票に行くきっかけ作り」、「選挙期間中効果が継続するような工夫」に力を入れた若年層向けの啓発企画について提案するものとし、パブリシティにも十分配慮すること。

川崎市・区選挙管理委員会及び選挙の品位を汚す可能性がないことを充分検討の上、提案すること。

④　啓発物品を作る場合は、統一したイメージを損なわないようポスターに準じたデザインとし、期間、時間、場所等の情報を周知できるように制作してください。

シ　その他

ア、イ、エ、コの掲出・放映期間や場所は、一定の目安を示したもののため、予算金額の範囲で「サ　事業者による提案事業」を充実したい場合等は、適宜縮小、短縮しても構わない。

ただし、縮小、短縮する場合は、これらも審査の重要な要素となるため、それぞれの掲出（放映）期間・場所を明確にすること。

４　契約期間

本業務の契約期間は、準備期間等を含めて契約を締結した日から令和９年４月３０日（金）までとします。

５　再委託に係る特記事項

（１）受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することはできません。

（２）受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面「再委託承諾申請書」を市選挙管理委員会へ提出し、その承諾を受けなければならないものとします。

（３）受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとします。

（４）（１）及び（２）並びに川崎市委託契約約款第５条に規定する「主要な部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできないものとします。

（５）受注者は、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施してください。

６　その他

① 「３　委託内容」の（４）ア～サの実施事業については、令和９年４月３０日（金）までに記録写真等を含めた報告書を提出すること。（なお、報告書に使用した「３　委託内容」の（４）ア～ケの実施事業の画像データ（jpeg 形式（約１ＭＢ程度））についても併せて提出すること。））

② 納品期限や掲出時期、報告時期等について、選挙執行日が変更となる場合や、選挙執行に関連する諸状況の変化等により変更や調整が必要と発注者が判断した際は、協議・調整を行い、決定するものとする。